

## 平成 27 (2015) 年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会 会長 荒井史男

明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて、日本の経済情勢は、平成 24 年 12 月に発足した安倍政権によるアベノミクスと日銀による異次元の金融緩和政策により、昨年の初めには景気は上向きだといわれ、4 月の消費税引き上げ前の駆け込み需要等も相俟って企業の業績は上向きでしたが、その反動として個人消費等の低迷が予想よりも長引き、本年 10 月に予定しておりました消費税の再引き上げは平成 29 年 4 月に見送られました。また、安倍政権発足時に 85 円台だった円ドル為替相場が昨年末に一時 120 円を突破するなど、急激な円安による物価への影響、さらには海外市場における原油価格の下落による産油国や関連企業のリスクも懸念されはじめており、今後の景気動向は楽観を許さないものとなってまいりました。

まさに本年は長年の景気低迷、デフレからの脱却のための正念場ともいえる年であり、昨年 12 月の衆議院選挙の勝利を受けた記者会見で、安部首相は「3本の矢の経済政策をさらに強く大胆に実施していく」と述べており、アベノミクスの第3の矢といわれる政府の成長戦略に期待がかかります。この第3の矢はご案内のとおり「民間投資を喚起する成長戦略」をいい、規制緩和等によって民間企業が真の実力を発揮できる社会を目指すもので、平成 25 年と 26 年にこれを実行するための取組として「規制改革実施計画」が策定されました。

そして、「規制改革実施計画」には商品先物取引に関してもいくつか取り上げられ、平成 25 年にはその一つに「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行う」と明記されました。これを受けて農水省と経産省では不招請勧誘規制の緩和に係る具体的な検討を重ねられ、昨年 4 月に商品先物取引法施行規則（省令）改正案の意見募集が行われました。業界関係をはじめとして、勧誘規制の緩和を求める声は強いのですが、その一方で、不招請勧誘規制によってトラブルが低水準となっており、規制が緩和されればトラブルが再び増加することを懸念する反対意見も根強く展開されました。

これまで繰り返し主張してきましたとおり、トラブル減少の背景には、主務省による厳しい行政処分によって悪質な業者が撤退したという側面もありますが、やはり、平成16年、18年、21年の法改正による勧誘規制の強化に応じた自主規制ルールの見直しや、会員企業の協力のもとに実施した「商品先物取引委託者保護総合プログラム」などの数次にわたる施策への取組みにより、業界におけるコンプライアンス水準が着実に向上してきたことが挙げられます。もちろん現在も「コンプライアンス体制確立プログラム」を実行するなど、業界をあげてコンプライアンス水準の向上に不断の努力を重ねているところです。

しかしながら、勧誘規制の緩和に対して強い反対意見が出されることは、商品先物取引に対する負のイメージが未だ根強く残っていることが背景にあり、業界に対する信頼、評価の向上をさらに図っていく必要があるかと存じます。

この負のイメージを払しょくするためには、ここ数年取り組んでいる商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、その中でもデリバティブ取引の種類及び取引形態を踏まえた自主規制の実施、投資家との接点となる登録外務員の資質向上といった施策に重点を置き、不招請勧誘規制が緩和されてもトラブルが増加することのないよう事業を実施していく所存です。

国内における商品先物取引市場の昨年の出来高を見れば、為替相場の変動を契機に秋口から盛り返しの気配が見られますが、総体的には、なお、厳しい状況が続いております。このような現状を打破すべく、東京商品取引所では経営刷新会議の提言を踏まえて金の限日取引の上場や一般大豆の取引単位の拡大を予定し、また、大阪堂島商品取引所ではコメの本上場に向けて鋭意努力を続けておられます。

本年は、このような取引所、商品先物取引業者、業界団体が一丸となって重ねている努力が実を結び、業界の新しい発展のスタートの年となりますよう祈念し、あわせて、本会の事業の推進について引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。